

令和7年度の狩猟が解禁されます

1 狩猟期間

令和7年11月15日（土）から令和8年2月15日（日）まで
ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り、令和8年2月28日（土）まで

2 狩猟事故・違反の発生防止対策

狩猟期間中、狩猟による事故の予防と法令違反の防止のため、市町村、猟友会、警察署等の関係機関と連携して、各環境森林事務所・森林事務所の職員や鳥獣保護管理指導員によるパトロールを実施します。

3 群馬県内で狩猟をする皆さんへ

- ・法令及びマナーを守って、安全な狩猟を実施してください。
- ・群馬県では、農林業被害防止のため、ニホンジカとイノシシの捕獲強化を呼びかけています。特にニホンジカについては、個体数増加を抑制するため、メスジカの積極的な捕獲にご協力をお願いします。
- ・県内で捕獲された野生イノシシから豚熱（CSF）ウイルスが確認されています。狩猟する際は、防疫措置(消毒など)を徹底してください。
- ・県内で捕獲されたツキノワグマ、ニホンジカ（一部解除を除く）、イノシシ及びヤマドリ肉は、原子力災害対策本部長の指示により「出荷制限」とされていますので、ご注意ください。

4 一般入山者の皆さんへ

- ・入山する際は、できるだけ目立つ服装を心がけ、複数人で話をする、音の鳴るもの（鈴、ラジオ等）を携帯するなど、自分の存在を狩猟者や周囲に知らせましょう。
- ・土日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ・わな設置の標識がある場所は、危険ですので、近づかないようにしましょう。

<参考> 狩猟者登録の状況

区分		網猟、わな猟	銃猟	計
令和7年度 (11月12日現在)	県内者	1,206人	1,348人	2,554人
	県外者	14人	566人	580人
	計	1,220人	1,914人	3,134人
参考	令和6年度	1,231人	1,972人	3,203人
	令和5年度	1,226人	2,025人	3,251人
	令和4年度	1,182人	2,063人	3,245人